

## 令和5年第7回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和5年12月15日（第8日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	中村政文
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	大串恭隆	住民課長	谷川友子
保健福祉課長	木須英喜	長寿社会課長	山下英治
生活環境課長	土井一	農業振興課長	吉村浩
商工観光課長	谷崎孝則	農村整備課長	吉村大樹
建設課長	笠原政浩	会計管理者	久原美穂
学校教育課長	出雲誠	主任指導主事	梅木純一
新しい学校づくり専門監	永石敏	生涯学習課長	矢川靖章
農業委員会事務局長	久原正好		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	中原賢一
課長補佐	川崎常弘
議事係書記	草場雅子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

1番	吉岡正博	2番	岸川信義
----	------	----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第99号 白石町道の駅しろいしの指定管理者の指定について

日程第3 議案第100号 財産の取得について

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第105号 財産の取得について

日程第6 議案第106号 財産の取得について

日程第7 議案第107号 令和5年度白石町一般会計補正予算（第7号）

日程第8 発議第2号 白石町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定  
について

日程第9 常任委員会の閉会中における所管事務調査

---

## 9時30分 開議

### ○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1

### ○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、吉岡正博議員、岸川信義議員の両名を指名します。

#### 日程第2

### ○片渕栄二郎議長

日程第2、議案第99号「白石町道の駅しろいしの指定管理者の指定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

### ○中村秀子議員

しろいし道の駅、指定管理、駅ができてからもう既に5年経過いたします。更新と申しますけれども、今の時代、非常に世の中の物流、道の駅の状況も大きく変化しております。これからも、延伸にしたがって、また交通の事情、それから沿岸道路の唐津方面への延伸だとか唐津道路、また武雄道路とかできるにしたがっていろいろな状況が変化してくると思っております。いろいろな契約が5年スパンで決まっていくというのはいかがなものだろうかと思っております。

私たちの任期についても4年でございまして、その間1回も審議することもなく、

継続していくというのに非常に違和感を感じております。指定管理が5年であるという、5年でなければならないという根拠について答弁お願いいたします。

### ○谷崎孝則商工観光課長

道の駅しろいしの指定期間が5年ということで、今回お願いをしているところでございます。

なぜ5年なのかという点でございますけれども、まずもって道の駅しろいし、我々担当といたしまして、町といたしましてもなんですけど、指定管理の考え方というのがその施設の設置の目的といたしますか、我々担当課としては、道の駅しろいしの設置目的でございます。その辺は道の駅しろいしの条例のほうにうたわれておりますけれども、改めて紹介をさせていただければ、道の駅の設置目的といたしましては、道路利用者へ良好な休憩の場、道路情報等の提供、そして本町の豊かな地域資源を活用した産業の育成、観光などの地域情報の発信、そして町民と来訪者との交流を促進するために道の駅を設置するというふうなことで設置目的といたしております。

そういうことで、この設置目的を達成していくためというところがまず基本に、我々考えていきたいと思っております。そのためには、道の駅利用者の皆さん、そして地域の皆様、そして出荷者の方々など関係者と指定管理者との間に信頼関係、協働関係を構築していく必要があると思っております。指定管理者がサービスの継続性と安定性を確保をしながら、計画的な管理運営を行っていくことが必要であるというふうに考えております。そして、指定管理者が施設の管理運営に習熟し、成果を発揮していくためには、長期的な視野に立って人材確保や人材の育成、そして施設の維持のみならず、施設の、道の駅の魅力を向上させていくために必要な設備の投資などが不可欠となってまいります。ある程度一定の期間が必要であると、本町としては考えたところでございまして、指定期間は5年程度が妥当ではないかと、今回判断をいたしましたところでございます。

参考までに御紹介させていただきますが、3年に1回総務省のほうで指定管理制度の導入状況ということで、全国の自治体の指定管理の導入状況のほうで調査がっております。最新の調査では、2021年、2年前の4月1日現在での数字でございますが、全国で7万7,537施設が指定管理をされておる中で、指定の期間でございますけれども、パーセンテージで申し上げますが、3年未満が2.2%、そして3年が13.3%、4年が4.3%、そして5年が72.7%、そして5年を超える期間で設定されてるところが7.6%という状況になっております。

この辺が、よそがそうだから白石町が5年というわけではなく、その設置目的、その施設のタイプもいろいろございます。公共施設の指定管理をする施設のタイプ。そういうところを鑑みながら、考えながら、我々も今後も議員の皆様と御意見を聞きながら、そして利用者の方々の御意見なども聞きながら、行政としても丸投げ、もちろん指定管理のほうに丸投げをするのではなく、行政の役割、チェック、そして運営支援などをしっかりと我々の責任を果たしていきたいというふうに思っております。以上です。

## ○中村秀子議員

分かりました。

道の駅が5年が長過ぎると、そういうふうな感覚ではなくて、私の感覚の中では、いろいろな指定管理がもう5年って決まって判を押したような決定の仕方をされているのに違和感を感じたわけです。先ほどおっしゃったように、使用目的に応じて、その状況に応じてという言葉が答弁の中にありましたけれども、その言葉を考えるのであれば、それぞれの指定管理について期間の見直しとか、期間の決定の仕方について本当に妥当なのかということを考えなければいけないと思っておりますが、一律に5年だから5年ということではない、町で指定管理は大体5年の線でいってるということではないということを確認したいんですが、どうでしょうか。

## ○百武和義副町長

先ほど商工観光課長のほうから大体大まかな町の考え方、全国的な流れ等について御説明させていただきましたけども、先ほど議員言われたように、施設もいろいろございます。

そういったことで、おのおの指定管理する施設の状況とか性格とか、そういったことで指定管理期間が何年が妥当かという、その基準というものも今後考えていかなければならないのではということでは思っているところでございます。

以上です。

## ○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

## ○友田香将雄議員

その関連のような話になってくるんですけども、先ほどの答弁で、指定管理の目的に応じてやっていくという話がありました。

今回の議案第99号の提案理由として、公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定については、地方自治法の第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするためというふうにあります。何で議会の議決が必要かというのは、もちろん法律にのっとってやっていくという話だとは思いますが、その中身としては、議会のチェック機能として発揮をしていくためというふうには捉えられるわけでありまして。

そうなっていくと、先ほど答弁のほうにもありました5年のところは、もちろん5年というところに対するスケールメリットであったり、委託先のところの安定的な雇用であったりというところの理解はするんですけども、ただ先ほども中村議員のほうからもありましたように、例えば議会が4年間というところがありますので、その当時の議会のほうに1回も審議が図られない状態で通り過ぎる可能性があるこの制度というのは、5年というところに関しては私は長過ぎるじゃないかなというふうに思っております。もちろん、そのスケールメリットとしての安定性を図るのであれば、最低でも4年に1回、議会のほうで見直しというか、チェック機能を図る、4年というところに対して、本町としてはシフトしていくべきじゃないかなというふうに思うんで

すけども、このあたりについて、せっかくなんで先ほど副町長のほうにも答弁いただいたのであれなんですけども、副町長、今回の道の駅の指定管理のみならず、町の様々な契約の方法として、議会のほうに必ず4年に1回は諮るというところを、諮ることによって施設の指定管理であったりいろんな契約関係のところを改めて信任されたというところで、胸を張って運営していただける、その仕組みというところが私が必要じゃないかなというふうに思うんですけども、そのあたりについての答弁をお願いします。

### ○百武和義副町長

先ほど答弁しましたように、国のほうも指定管理の期間については3年から5年が適当ではないかという見解を示されております。

そうしたことで、また全国的に見ても7割以上が5年といったことから、本町のほうも5年ということで期間の設定をしてきたわけでございますけども、先ほど議員言われたように、4年が妥当ではという御意見でございます。これにつきましても、先ほど申し上げましたように、その施設の状況、性格、こういったものも含めて、ある程度の基準といったものを今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

### ○友田香将雄議員

明確な5年じゃなくって4年だったらこういう弊害があるというところの具体的な内容がなかなか見えてこないところがありますので、恐らく4年だろうと5年だろうと、3年は短いという現場さんの意見があるってことで伺っているのです、3年は短いわって話は確かにそうなんだろうとは思いますが、その最大値である4年というところで、ぜひ一度検討をお願いしたいと思えますし、今回の指定管理の指定については、議案の本来の趣旨である提案理由、もちろん先ほど申し上げましたように、法律上ののっとして議会の議決が必要ってことはもちろんあるんですけども、その趣旨にのっとしたというところで考えていくと、ぜひ検討をお願いします。

### ○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第99号「白石町道の駅しろいしの指定管理者の指定について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

### 日程第3

#### ○片渕栄二郎議長

日程第3、議案第100号「財産の取得について」を議題とします。  
質疑ありませんか。

#### ○中村秀子議員

住ノ江住宅の土地取得についてですけれども、非常に私はもう本当に理解し難い案件だなというふうに思って、なかなか理解できずにおります。

そもそも、田を買って町のお金で宅地でなして、宅地として四十数年間使用料を払い、やっと取得をするときに宅地として取得をすると、非常にその中で莫大な、かなり大きな税金が投入されております。このことについて、四十何年間も借地であった理由と、今になって田を買ったのに町が税金で宅地にして、宅地として使用料を払い、また宅地として購入するに至った経緯について、難しいんですけれども、そのことについて町としての見解、そういうふうなことをお伺いしたいなと思います。

また、取得に当たって、当初予算では平米9,000円幾らになったんですかね。8,600万円の予算を補正予算で計上してありました。いろいろ伺うと、鑑定していろいろな調査をしてその線ということでしたけれども、今回5,800万円ですかね、5,800万円ですね。5,811万円とかというふうなことで購入がなされました。1,800万円プライスダウンされているわけですがけれども、それはどうして減額できたのかどうか、そしてまた更地にした後の、町営住宅を造るということですがけれども、町営住宅が今さら必要なのか、必要とすればどのくらいできて、後の非常にこのコストのかかった土地についてどのように利用しようと思っているのか、質問いたします。

#### ○笠原政浩建設課長

まず、住ノ江の町営住宅の建設に当たって、昭和55年ぐらいに建設しているところなんですけど、公営住宅法に基づいて、住宅に困窮されている方、低所得者の方を対象とした公営住宅を設置をするという目的で設置をされております。場所をどこにするかというような場所の選定については、いろんな場所があったと思いますけど、ここを選定されたと思っております。ただ、そこを借地でということで、当時の地権者の方との協議の結果、買収じゃなくて借地でということで協議がなされたものと思っております。

それから、補正予算で8,600万円を計上をいたしまして、これは路線価の課税評価額相当分を最大値として判断して、補正予算を計上いたしたところでございます。所有者の方に相談させていただく前に、事前に不動産鑑定士に依頼した上で鑑定をしていただき、取得価格を決定し、所有者と交渉して契約に至ったというような状況でございます。

中身については、減額の要素なんですけど、まず評価額を算定した上で、減額の要因というか、形状が劣っているとか、あるいは通常の固定資産評価の評価額そのものについては、通常一戸建ての宅地を想定されて評価をされております。だから、

500平米から1,000平米程度の評価をされておまして、今回の案件につきましては9,000平米と、非常に大きい。これが逆にマイナス評価になると、大きいからということになります。そういった減額の補正。それと、ここの出入口、入るところに水路があるというようなことで水路が介在している。それから、形状そのものが真四角じゃないと、変形をしているというようなことで、減額の評価がなされてるということで、更地の価格を算定されております。

それから、今後ここに本当に町営住宅が必要なのかというようなことで言われておりましたけど、まず今現在59戸住ノ江の町営住宅がございます。ただ、状況としては非常に空き室が目立つ。町全体としても、空き室が目立つ町営住宅もございます。将来的には、59戸全てを建て直すんじゃなくて、基本的には20戸程度が目標として、町全体としても、現在管理してる町営住宅そのものを戸数をもっと減らしてやっていかんといかんかなというふうに考えております。そういったことで考えておまして、今後、来年度あたりにこの町営住宅の建て直しに当たっての基本構想、基本計画等を策定しながら、どういった形でここの整備をしていくかというのを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○中村秀子議員

難しい問題で、1回、2回聞いたくらいではよく分からなかったんですけど、最初に質問していた、そういう田を宅地にして宅地として借用料を払っていた、8,000万円くらいに上ると思います。そのくらい払って、今回5,600万円を払って取得する。このことについて町の姿勢というか、私は初めてこれ知ったんですけども、今まで議論がなされてこなかったのかどうか、非常に税金の無駄遣いというのはこういうところにあるんだなと思った次第なんですけれども、四十何年も借地状態で町有物があるという状態に対して、ほかにも町内ではこういう案件があるのでしょうか。もし、今までこういう四十何年も借地状態の町有物ということに対しての町の取扱い方はどうなったのかというのを副町長にお伺いいたします。

#### ○百武和義副町長

この住ノ江住宅以外にも町が借り受けてずっと借地料を払っている例はあるのかということがございますけども、ぱっと思出すのが福富小学校のプールの敷地、あそこがもうずっと借地料を払っている状況です。そのほかにも、ちょこちょこ借地料を払っているところは、正確には資料等ございませんけども、あると思います。

そういったことで、特に福富地域が、当時の考え方が、私も福富地域ですけども、まだ若い頃ではつきり覚えておりませんが、地権者との話の中で借地でということとで今まで進んできとったんじゃないかなというふうに思います。これについては、さきの議会の中でも言うておりましたように、議会また監査委員さんのほうから借地はおかしいのではという御指摘を受けたことから、今回住ノ江町営住宅用地については買収、購入ということで提案をさせていただいて、今回購入の契約も上げさせていただいております。そういったことで、本来は町が借りるのじゃなくて、購入せんと

いかんというものがほかにもあるかと思えます。その辺、十分点検をして、善処していきたいというふうに思えます。

以上です。

#### ○西山清則議員

この場所は、8筆、4名の方の地権者がおられますけれども、その4名の中でもう亡くなって、息子さんもない状態のところがあるんですよね。そこは、親族の方に連絡とか、代筆とかできてるのかお伺いしたいと思えます。

#### ○笠原政浩建設課長

議案書の2ページ目、別紙のほうに4名の方、明記しております。この方々は御存命でございますので、この方々4名と契約をいたしたところでございます。

以上です。（「一番右よ。一番右の人」と呼ぶ者あり）

#### ○友田香将雄議員

すみません、教えてください。

以前のこの土地の活用として、先ほどの答弁にもありましたように、建て替えプラス、一部に関しては面積が広いということだったので分譲も検討するという話だったと思うんですけども、分譲するとした場合、そもそもこちらの土地を買い取ると言ったときの説明としていただいたのは、くい等のところがありますので、そちらを町として処分をして、お返しするとした場合に莫大なお金がかかるという話だったというふうに理解しております。

単純に質問なんですけども、分譲するとした場合、そこに土地に対する、例えばくいだったりいろんなどこの除去というのは町のほうがやる形になるんですよね。その場合を考えたら、結局くい等の除去は分譲するときに出てくるという話だったら、そもそもこれって買い取って町のほうが分譲するという意味があまりないんじゃないかなというふうに思うんですけども、そのあたりってどうなんでしょうか。（「質問の意味が分からない」と呼ぶ者あり）

すみません、もう一回。

くい等を除去してこの土地をお返しする、借地としてお返しするとした場合に、すごいお金がかかるからって話で土地を買い取りますと。土地を買い取って、一部の土地に関しては分譲します、分譲を予定していますって話だったので、分譲する場合は、その土地の分譲地のところのくいに関しては町が処分するんですよねという話なんですよね。現状渡しで進めていけるもんなんですか、そこを少し教えてもらってもいいですか。

#### ○笠原政浩建設課長

今、何棟か建っておりますけど、全て解体してということで、今くいが打っている部分も新たに町営住宅を建てるときに有効活用できないかということで、もう想定もしております。ただ、どこが町営住宅にするのか、あるいはどこを分譲地にするのか



というのは、今現段階では決まっておりませんし、新年度以降にその整備の基本的な構想だったり計画を立てるところで、そういったことを判断していかんばいかなかなというふうに考えております。

以上です。

#### ○友田香将雄議員

今回のこの議案、私は反対するわけじゃないんですけども、ただ分譲するとか、今後の活用のところで、例えば一括全てを購入するという判断じゃなくて、一部に関しては借地としてお返しするという判断だったり、一部のところに関しては買い取るというところも含めて、柔軟に考えていくことができるんじゃないかなというところがあったので、そのあたりの質問をさせていただきました。

そうなるのであれば、ある程度の構想というのをまとめた上で、どの辺りを分譲するとか、どの辺りで町の建て替えを行うというのをある程度見越してこのあたりを、どこを購入するのか、どこのほうに関してはもうお返しするのかというところの議論が本当は必要だったんじゃないかなというふうに思うんですけども、そのあたりについてどうなんでしょうか。

#### ○笠原政浩建設課長

今回の案件については、以前から話が出ておりました。合併後も、議会あるいは監査委員のほうからも御指摘を受けた、公共施設を借地ではいかななものかというような観点の中で動いております。

実際、建て替えをする、そのままお返しをするというような方法もございましたけど、それをするに当たっても、現段階では借地の契約が令和7年7月までやったですかね。当初は別のところに建て替えたいというふうにも考えておりましたが、そのタイミングがまた5年間ぐらい延長せないかんというような状況になる。ということになれば、また借地料を払っていかんばいかんというようなことになって、相対的にくいを解体する費用もかかるし、というようなことを総合的に判断して、今回もうこの施設、土地を買収するというような形になったいきさつがございます。

以上です。

#### ○友田香将雄議員

そしたら、一点だけ簡潔に教えてください。

分譲するとした場合に、その土地に対するくいというのは町が負担するものなのか、それとも現状渡しとして販売できるものかどうか、そこだけ確認をさせていただきます。

#### ○笠原政浩建設課長

分譲するとなれば、その建物がどういう建物が建つか分からないというような状況になりますので、基本的にはくいを撤去して分譲するというような形になるかと思っております。

以上です。

**○片渕栄二郎議長**

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第100号「財産の取得について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

日程第4

**○片渕栄二郎議長**

日程第4、ただいま町長から3件の追加議案が提出されました。

今回上程しました追加議案について、提案理由の説明を求めます。

**○田島健一町長**

町議会の皆さん、お疲れさまでございます。連日御審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日、議案を3件追加提案させていただきたいので、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第105号「財産の取得について」でございますが、来年4月に開校します新白石中学校で生徒が使用します机、椅子の購入でございます。契約内容といたしましては、机、椅子の状態や耐用年数を考慮した上で、引き続き使用する分を除き、不足する391組の机、椅子の購入であり、契約額は消費税込みで1,247万2,460円、契約の相手方は有限会社トウタケ商事でございます。

次に、議案第106号「財産の取得について」でございますが、現在、来年2学期からの稼働に向け準備を進めております新学校給食センターで使用する学校給食用食缶等の購入でございます。契約内容といたしましては、高性能保温食缶351個等の購入であり、契約額は消費税込みで1,832万7,650円、契約の相手方は株式会社長崎日調佐賀営業所でございます。

両議案につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、予算案件でございます。

議案第107号「令和5年度白石町一般会計補正予算（第7号）」につきましては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯である住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円を追加給付す

る物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金給付事業に要する予算であり、既決の本年度一般会計歳入歳出予算総額に1億1,096万5,000円を追加し、補正後の予算総額を178億7,034万9,000円とする増額補正予算をお願いするものでございます。

提案いたしました議案につきましては、以上のとおりでございます。提案議案の詳細につきましては、担当課長から説明させます。どうか十分に御審議賜りますようお願いいたします。

## ○片渕栄二郎議長

担当課長の議案内容説明については、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、議案の内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

### (担当課長の議案説明)

## ○出雲 誠学校教育課長

議案第105号「財産の取得について」につきましては、「白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定に基づきまして、予定価格が700万円以上の動産の買入れについて、議会の議決を求めるものでございます。

「取得する財産」でございますが、令和6年4月に開校する新白石中学校において使用する生徒用机・椅子391組でございます。

「取得の方法」は、指名競争入札でございます。

「取得価格」は、消費税込みで1,247万2,460円でございます。

「取得の相手方」は、白石町大字戸ヶ里2556番地、有限会社トウタケ商事 代表取締役 藤武紀男でございます。

議案書2枚目の物品購入入札経過表を御覧ください。

去る11月30日に、町内の3事業者により指名競争入札を行いました。その結果、落札金額が税抜きの1,133万8,600円で有限会社トウタケ商事が落札をいたしまして、12月6日に仮契約を締結しております。

以上で、御説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第106号「財産の取得について」御説明いたします。

令和6年度の新給食センター運営開始とともに町内全小中学校に給食を配送するための食缶を購入するものです。

納入場所は学校給食センター、取得の方法は指名競争入札、取得価格は消費税込みで1,832万7,650円です。取得の相手方は、株式会社長崎日調佐賀営業所です。

入札の経過につきましては議案に添付いたしております入札経過表を御覧ください。

去る12月6日に入札を行い12月12日に仮契約を結んでいます。納入期限は令和6年3月22日までとしております。

今回の契約につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。

以上、説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

## ○坂本博樹企画財政課長

議案第107号「令和5年度白石町一般会計補正予算（第7号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に1億1,096万5,000円を追加し、補正後の予算総額を178億7,034万9,000円とするものです。

8ページをお願いします。

歳出について、御説明いたします。

3款民生費、1項、1目社会福祉総務費では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯（住民税非課税世帯）に給付金を支給する事業として、1世帯当たり7万円を支給する「物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金」1億850万円、「物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金に係るシステム改修委託料」147万9,000円など、合わせて1億1,096万5,000円を計上しております。なお、財源は、全額、国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当しております。

詳細につきましては「白石町12月追加補正予算説明資料（主要事項内容説明書）」で御確認をお願いいたします。

また、9ページ以降の給与費明細書につきましては、説明を省略しますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

## 日程第5

### ○片渕栄二郎議長

日程第5、議案第105号「財産の取得について」を議題とします。

質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第105号「財産の取得について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

## 日程第6

### ○片渕栄二郎議長

日程第6、議案第106号「財産の取得について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第106号「財産の取得について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7

##### ○片渕栄二郎議長

日程第7、議案第107号「令和5年度白石町一般会計補正予算(第7号)」を議題とします。

質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第107号「令和5年度白石町一般会計補正予算(第7号)」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8

##### ○片渕栄二郎議長

日程第8、発議第2号「白石町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

##### ○吉岡英允議員

発議第2号「白石町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」説明をいたします。

白石町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出をいたします。

提案理由といたしましては、地方自治法の改正に伴い、議会議員の請負の定義が明確化されたため、白石町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定する必要があるためでございます。よろしくお願いいたします。

#### ○片渕栄二郎議長

提出者の説明が終わりました。

お諮りします。

発議第2号は、全議員による提出であり、内容等も判明していますので、質疑、討論を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、質疑、討論を省略することと決定しました。

これより発議第2号「白石町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

発議第2号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9

#### ○片渕栄二郎議長

日程第9、常任委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題とします。

会議規則第72条の規定によりお手元に配付しているとおり、各常任委員長から閉会中の継続調査について申出が 있습니다。本件について各常任委員長から報告を願います。

#### ○溝上良夫総務常任委員長

総務常任委員会の議会閉会中の所管事務調査としまして、公設ケーブルテレビ施設の通信事業者への無償譲渡に関する状況調査を実施したく申し出ます。

具体的には、令和6年4月1日の譲渡に向けた事業の進捗状況、また担当者や事業譲渡者への聞き取りをしながらその状況を調査したいと思っております。本町においては、平成22年に地上デジタル放送の難視聴の解消、地域間の情報格差解消のためにケーブルテレビ施設の整備を行ったところであります。については、利用者に対し、施設の老朽化に伴う更新費用など負担を求めることなく、安定的な情報サービスの提供ができるよう求めていきたいと思っております。

また、このことに関しては、令和6年度の当初予算の編成に向けて鋭意検討されていることと思います。これまでも執行部において、財源確保のため、施設の使用料や減免規定の見直しを行いたいというふうに言われております。公共施設や公共用地、漁港施設などについても、受益者負担の原則にのっとり、適切な負担を求めていくことが必要と考えております。見直しに向けた検討状況、また新年度予算への反映などを含めた全てを取りまとめた資料説明を求めていくことも検討しております。

調査の期間として、次期議会定例会開会の前日まで、1月中旬から2月上旬を予定しております。

以上のとおり、総務常任委員会を代表して申出をいたします。

#### ○草場祥則文教厚生常任委員長

失礼します。文教厚生常任委員会の議会閉会中の所管事務調査としまして、水道事業の広域化の影響に関する調査を実施したく申し出ます。

具体的には、水道事業の広域化に伴う住民サービスへの影響について、佐賀西部広域水道企業団を訪問し、調査を行います。令和2年4月に水道事業も広域化され、施設の維持管理や窓口業務も統合されました。現在、役場内にある白石営業所も来年4月から廃止となります。これから、水道施設老朽化や水道管の更新費用の増大による影響により、水道料金が高騰しないようにすること、また過度な合理化により、住民サービスの低下を招くことのないよう監視する必要があると考えております。業務の合理化を進められている水道企業団の現状を聞き取りしながら、意見を述べてきたいと思っております。

調査の期間といたしましては、次期議会定例会開会の前日まで、1月中旬から2月中旬を予定しております。

以上のとおり、文教厚生常任委員会を代表して申し上げます。

#### ○前田弘次郎産業建設常任委員長

産業建設常任委員会の議会閉会中の所管事務調査としまして、ノリ漁場調査を実施したく申し出ます。

具体的には、有明海西南部地域の漁場では、昨年に引き続き3年連続の栄養塩不足による色落ち被害など深刻であるため、本町の漁業協同組合管内のノリ漁場を視察します。有明海西南部地域では、近年、赤潮による養殖ノリの色落ちが大きな問題となっており、特にこの2年は記録的な不作となりました。さらに、長引く少雨の影響が栄養塩不足による施肥に係る費用や燃料価格の高騰などが養殖業者の経営を圧迫しており、このままでは先が見えない現状を訴えられております。これ以上、漁業者の廃業が増えることがないように、後継者が育っていける環境づくりを支援していくことが重要と感じます。まずは、被害が深刻なノリ漁場を視察し、漁協の関係者や行政の関係者と聞き取りをしたいと考えています。産業建設常任委員会においては、必要に応じて国や県の関係機関へ働きかけができるよう、現状の把握に努めることとしていきます。

調査の期間としましては、次期議会定例会開会の前日まで、令和5年12月下旬を予定しています。

以上のとおり、産業建設常任委員会を代表して申し出ます。

#### ○片渕栄二郎議長

お諮りします。

各委員長からの申出を閉会中における所管事務調査とすることに御異議ありません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出を閉会中における所管事務調査とすることに決定しました。

以上で本定例会に付された案件は全て終了しました。

会議を閉じます前に、町長より挨拶があります。

## ○田島健一町長

令和5年12月定例議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会は12月8日から本日までの8日間の日程でございましたが、議員の皆様にご提案いたしました議案、追加議案まで含めまして、一般会計補正予算など全議案14件につきまして、十分な御審議をいただき、全て原案どおり承認、可決いただきました。まずもってありがたく、厚くお礼を申し上げます。

今年最後の議会でございますので、この1年間を振り返ってのお礼なども申し上げたいというふうに思います。

まずは、喜ばしい話題からといたしまして、特別天然記念物コウノトリについてであります。

昨年、本町に初めて飛来し、産卵及び誕生までできましたが、巣立ちまでは至りませんでした。今年は来てくれるだろうかと心配しておりましたが、昨年と同じつがい飛来してくれました。そして、巣づくり、産卵を行い、5月に誕生し、7月に巣立ちすることができました。愛称募集を行い、白石町にゆかりのある名前として、メスはかのん、オスはしろと命名させていただいたところでもあります。九州では初めてということで、マスコミ等でも報道され、見学者も多かったようですが、町民の皆さん方などの御理解と御協力があったことからこそ、これまで事故もなく過ごせたと思います。昨年は、9月には町外へと飛び去りましたが、今年はまだ町内で生息中とのことであり、越冬できるのではと思われまます。越冬することで、さらに白石町が多様な生物と我々人間社会が共存できる豊かな環境であるというあかしになるかというふうに思います。今後、白石町のPR大使、PR鳥となって活躍していただきたいと強く思っているところでございます。

近年、全国各地で地震、記録的な豪雨、台風などによる甚大な災害が発生しております。本町におきましては、令和元年や3年には広範囲な浸水、冠水被害がございましたが、今年は大きな被害はございませんでした。しかしながら、深刻な気象変動はあったと認識しております。皆さん、今年の夏は暑かったなという感想を持っていらっしゃるかと思いますが、記録を調べてみました。過去50年の気象データによりますと、白石町のことでございますけれども、日最高気温についてであります。今年観測史上第2位になったのが8月3日の38.6度、3位になったのが8月5日の38.3度、第6位が8月4日の38.0度、第7位が8月6日の37.9度と、連続4日間で第2位から7位を観測史上ということで更新をしております。また、日最低気温の高いほうから、観測史上第4位として8月8日には27.9度、最高気温じゃないです、最低気温が27.9度です。これを記録しております。やはり、このようにデータの裏づけもあり、



本当に暑い白石でございました。推測ではありますが、このような暑さでは人間だけでなく、いろんな動物や町内で生産されている農作物及び植物にとっても何らかの影響があったのではというふうに思われます。

次に、コロナについてであります。

まだ、完全になくなってしまったわけではございませんが、令和2年からの新型コロナウイルス感染症であります。今年は5月8日から感染法上の位置づけが5類に移行されたこともあり、感染者数は激減しております。感染者数の市町村ごとの公表は、昨年9月3日以降からやめられており、白石町内での発生状況は分かりませんが、最近の県内での発生状況を見ますと100名を切っている状況であります。しかしながら、まだまだ注意をしていかなければなりません。このような中でありますが、今年は歌垣の郷ロードレース大会、しろいし花火大会、ぺったんこ祭りなどのイベントを実施いたしました。久しぶりの地域の絆を深め、確認することができました。感謝に堪えないところであります。

次に、学校再編についてであります。

今議会でもいろいろと御教示いただきました。中学校の再編につきましては、議会の皆様をはじめ町民の皆様にもいろいろな面で御心配をおかけいたしました。深い御理解と御協力をいただいたおかげで、来年の4月には新白石中学校としてスタートすることができそうです。感謝を申し上げる次第でございます。

まだまだお礼申し上げることはたくさんございますが、閉会の御挨拶であるのに本筋から外れているようでございますので、ここでやめさせていただきたいと思っております。

結びになりますが、今議会におきましても十分な議論、御審議いただきまして、全議案可決、同意いただきましたことに、再度厚くお礼を申し上げます。そして、議員の皆様方、新年に向かいますの御健勝、御多幸を御祈念申し上げ、閉会に当たりましてのお礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

## ○片渕栄二郎議長

これもちまして令和5年第7回白石町議会12月定例会を閉会します。

10時29分 閉会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年12月15日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 吉 岡 正 博

署 名 議 員 岸 川 信 義

事 務 局 長 中 原 賢 一